

委託仕様書

1 件名

令和7年度中央公園仮設ステージ及び関連設備設置委託

2 用語の定義

(1) 仮設ステージ

中央公園内に設置する屋外のイベント用舞台（仮設ステージの大きさの目安は、別紙参照）

(2) 関連設備

イベントの実施に当たり使用する備品類（備品種類・数量の目安は、別紙参照）

3 委託内容

- (1) 発注者が指定する日までに、受注者は中央公園内に仮設ステージ及び関連設備を設置する。
- (2) 発注者が指定する日までに、受注者は中央公園内に設置した仮設ステージ及び関連設備を撤去する。
- (3) 受注者は、仮設ステージ及び関連設備の設置期間中においては、それら施設設備の保守点検を行う。

4 業務の履行日

(1) 仮設ステージ及び関連設備の設置期間

令和7年4月5日（土）から令和7年12月22日（月）まで

(2) 履行期限

ア 設置 令和7年4月4日（金）

イ 撤去 令和7年12月26日（金）

※設置期間及び履行期限については、発注者と受注者において協議を行い、変更することがある。

5 業務執行上の留意点

- (1) 設置期間内においては、ステージ及び関連設備の設置・使用による事故等を未然に防ぐため、使用の際の注意事項を掲示し、保守点検を適宜行うこと。
- (2) ステージ及び関連設備の使用がないときは、囲いを設ける等の措置を図り、不特定者の使用を防ぐこと。
- (3) ステージ下にパネル設置等の侵入防止対策を講じること。
- (4) 強風（雪）対策として、ルーフの取り外し、ステージ足場等の移動防止、バックパネルの一時撤去など、必要な対策を講じること。

- (5) ステージ未使用時のルーフについては、取り外し、又は、収納（収縮）できる仕様にし、ステージ未使用期間が概ね1カ月以上生じる場合は、ルーフを、取り外すこと。
- (6) ステージの床材については、裸足での利用等を想定した上で、安全な材質を用いること。
- (7) ステージ用の階段を設ける場合には、子どもが利用することを想定するほか、手すりを設置するなど安全に配慮すること。

6 事前提出書類

業務の実施に当たっては、次の書類を産業支援課に提出すること。

なお、その内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 仮設ステージ規格表
- (2) 関連設備一覧表

7 代金の支払い

完了払いとする。

8 その他

- (1) ステージ設置に伴う資材関係の事故対応のため、損害保険に加入すること。
- (2) ステージの耐用荷重は、ステージの大きさに見合う規格を採用すること。
- (3) 関連設備のうち、ジェネレーターの鍵は、発注者で2個、受注者で1個管理すること。
- (4) ジェネレーターの使用料は、受注者からイベント主催者（ジェネレーター使用者）へ直接請求すること。